

緊急事態宣言の再発令に伴う支援措置

緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける事業者に対する支援が発表となりました。該当になるお客様は準備が必要です。

◆売上の減少した中小事業者に対する一時支援金の支給

支給額 法人は上限 **60万円**、個人事業主等は上限 **30万円**

- 要件**
1. 緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること または、
 2. 緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動自粛による直接的影響を受けたことにより1~3月のいずれかの月の売上高が前年比（or 前々年比）▲50%以上減少

時期 3月上旬より電子申請にて

保存すべき証拠書類

飲食店の時短営業又は外出自粛等の影響を示す証拠書類の保存が必要です（例：営業時間を示す書類・写真、取引している飲食店の基本情報や取引を示す書類）。

なお、こちらの申請において「事業確認機関」の確認が必要になります（確認方法は、電話等での確認になります）。あらかじめこの「事業確認機関」に声をかければいか、確認が必要です。

※2021年2月16日時点での情報になります。

対象となり得る事業者の例

飲食店 ※都道府県知事から時短営業の要請を受けている飲食店は一時支援金の給付対象外		
食品加工・製造事業者 惣菜製造業者、食肉処理・製品業者、水産加工業者、飲料加工事業者、酒造業者 等	器具・備品事業者 食器・調理器具・店舗の備品・消耗品を販売する事業者 等	サービス事業者 接客サービス業者、清掃事業者、廃棄物処理業者 等
流通関連事業者 業務用スーパー、卸・仲卸、問屋、農協・漁協 等		
生産者 農業者、漁業者、器具・備品製造事業者 等		
主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者 旅客運送事業者（タクシー、バス、運転代行等）、宿泊事業者（ホテル、旅館等）、観光・遊興関連施設事業者（文化施設、映画館、カラオケ、公衆浴場等）、小売店（土産物店、雑貨店、アパレルショップ等）、対人サービス事業者等（旅行代理店、イベント事業者、理容店、美容店、クリーニング店、マッサージ店等） 等		
上記事業者への商品・サービス提供を行う事業者 食品・加工製造事業者、清掃事業者、業務委託契約を締結しているタクシードライバー・バスガイド・イベント出演者等		

その他制度締め切り情報

事業再構築補助金 3月頃公募開始予定

持続化補助金（一般型）第6回受付締切 2021年6月4日（金）

設備投資等のご予定は、正しい会計処理・経営力向上計画等のご提案のため**事前に**投資内容や見積書等、弊所担当者と共有をお願いします。

投資内容・目的	時期	金額